

議事要旨(2)企業会計基準公開草案「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」について

冒頭、逆瀬常勤委員(専門委員長)より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」について、本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。引き続き、河本専門研究員より、前回委員会からの修正点について説明がなされた。事務局からの説明の後、次の質疑応答が行われた。

(割引率に関する原則的な考え方について)

委員の一人より、割引率や他の基礎率について、貸借対照表日現在のものを用いるという原則があるかのような記載となっているが、現行の退職給付会計基準の中で明確に書かれているものではないため、表現を改めるべきではないかという意見があった。国際会計基準では貸借対照表日現在の利回りを「参照(refer)する」とされており、また、米国会計基準においてはこのような記載がないことから、文案のような記載では表現が強すぎるのではないかという指摘もあった。

これに対して別の委員の一人からは、明確に書かれていないからといってそのような原則的な考え方がないということにはならないとの指摘があり、また、注解注10(重要性基準)もあることから、文案のような記載であっても特に問題にはならないのではないかとの意見もあった。

事務局からは、ここでは、退職給付債務が期末時点のものとして計算されるものであることから、その計算に使用する基礎率についての原則的な考え方として述べていたものであるとの説明がなされた上で、表現については見直しを行う旨、回答がなされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、公開草案の公表が承認された。

以上